

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議による
「防犯性能の高い建物部品」第58次通則申請募集のご案内

建具【ドア(A種)・ガラスドア・上げ下げ内蔵ドア・引戸・ガラス引戸(自動を含む)
引き形式のサッシ・開き形式のサッシ・折りたたみ形式のサッシ
上げ下げ形式のサッシ・雨戸・面格子】の申請について

拝啓 日頃より当協会の事業活動にご理解とご協力を賜り誠に有り難く厚くお礼申し上げます。
「防犯性能の高い建物部品」の第58次通則申請募集を下記要領にて実施しますので申請担当様
へご周知の程お願い致します。

敬具

記

1. 申請範囲

申請範囲は、新規申請及び変更申請（追加・変更・取消）とします。

◆建具の防犯性能に関する通則仕様申請要領書による。

※2020年9月に改定した通則仕様申請要領書・図集をサッシ協会HPにアップしました。

[サッシ協会HP内 防犯について]

<http://www.jsma.or.jp/Top/Crimeprevention/tabid/76/Default.aspx>

申請される場合は要領書をご確認の上、改定内容を反映したもので申請願います。

【本改定に伴う申請上の主なポイント】

- ・換気框及びキックプレートを設置する場合の仕様基準を追記
- ・開き形式のサッシの対象とするテラスドアに上げ下げ内蔵テラスドアを追記

(目録登録商品名一覧(様式7)にも追記しておりますので各社にて追記ください)

付記1:「防犯性能の高い建物部品」に関するQ&Aを掲載しましたので併せてご確認ください

付記2:「建具の防犯性能に関する通則仕様申請セルフチェックシート」をサッシ協会HP内に
掲載しましたのでご活用ください

◆申請範囲は、「防犯性能の高いサッシ等の構造・仕様に関する基準書」

(平成19年12月13日改定)による。

2. 申請図書ファイル

申請図書はA4-S(タテ)コクヨフラットファイル F-V10P(色:ピンク)同等品で
纏めてください。

3. 申請締切日

2023年1月 13日(金) 当協会必着

(申請図書の作成日付は全て2023年1月13日とする。)

尚、面格子及び上げ下げ形式のサッシにおいてビル用と住宅用で商品名が異なる場合は、
ビル用と住宅用とも別々に申請願います。

以上